**中華人民共和国水生野生動物保護実施条例**

（1993年9月17日国務院承認　1993年10月5日農業部令第1号発布　2011年1月8日『国務院 一部行政法規の廃止と修正に関する決定』第1回改定　2013年12月7日『国務院 一部行政法規の廃止と修正に関する決定』第2回改定）

第一章　総則

第一条　『中華人民共和国野生動物保護法』（以下『野生動物保護法』という）の規定に基づき、本条例を制定する。

第二条　本条例にいう水生野生動物とは絶滅のおそれがある希少な水生野生動物を指す。水生野生動物製品とは、絶滅のおそれがある希少な水生野生動物のあらゆる部分およびその派生物を指す。

第三条　国務院漁業行政主管部門は、全国の水生野生動物管理業務を主管する。

県レベル以上の地方人民政府の漁業行政主管部門は、地元行政区域内の水生野生動物管理業務を主管する。

『野生動物保護法』と本条例に定める漁業行政主管部門の行政処分権は、同部門に所属する漁政監督管理機構が行使できる。

第四条　県レベル以上の各人民政府およびその関係する主管部門は、関係する科学研究機関、教育機関が水生野生動物の科学研究業務を進めることを奨励、支援するものとする。

第五条　漁業行政主管部門および同部門に所属する漁政監督管理機構は、『野生動物保護法』と本条例の実施状況を監督、確認する権利を有し、検査を受ける組織と個人は協力するものとする。

第二章　水生野生動物の保護

第六条　国務院漁業行政主管部門と省、自治区、直轄市人民政府の漁業行政主管部門は、水生野生動物資源の調査を定期的に手配し、資源の記録を作成し、水生野生動物資源の保護発展計画を制定し、国と地方の重点保護水生野生動物リストを制定し、調整するために根拠を提供するものとする。

第七条　漁業行政主管部門は、社会の力を結集して効果的な措置を講じ、水生野生動物の生存環境を維持、改善し、水生野生動物資源を保護し、増殖させるものとする。

あらゆる組織や個人が、国と地方が重点保護する水生野生動物の生息、繁殖する水域、場所と生存条件を破壊することを禁止する。

第八条　あらゆる組織と個人は、地元の漁業行政主管部門または同部門に所属する漁政監督管理機構に、水生野生動物資源を占拠または破壊する行為を告発、告訴する権利を有する。

第九条　あらゆる組織と個人は、負傷した水生野生動物、座礁した水生野生動物、港湾や支流に迷入して取り残された水生野生動物を発見した時、地元の漁業行政主管部門または同部門に所属する漁政監督管理機構に速やかに報告するものとし、同部門が緊急救護措置を講じる。救護条件を備える組織に緊急救護措置を講じるよう要求するとともに、漁業行政主管部門に報告することもできる。すでに死んでいる水生野生動物は、漁業行政主管部門が適宜処理する。

漁獲作業時に水生野生動物を誤って捕らえた場合は、即時に無条件で逃すものとする。

第十条　国と地方が重点保護する水生野生動物を保護したために損失を被った場合、地元人民政府の漁業行政主管部門に補償要求を提出することができる。調査によって事実が確認され、実際に補償を必要とする場合、地元人民政府が省、自治区、直轄市人民政府の関連規定に従って補償を行う。

第十一条　国務院の漁業行政主管部門と省、自治区、直轄市人民政府は、国と地方が重点保護する水生野生動物の生息、繁殖する主な地域と水域に水生野生動物自然保護区を定め、国と地方が重点保護する水生野生動物およびその生存環境に対する保護管理を強化するものとする。具体的な規則は、国務院が別途定める。

第三章　水生野生動物の管理

第十二条　国が重点保護する水生野生動物を捕獲、殺害することを禁止する。

下記のいずれかの状況に該当し、国が重点保護する水生野生動物を捕獲する必要がある場合、捕獲の特別許可証を申請しなければならない。

（一）水生野生動物の科学調査、資源調査のため、捕獲しなければならない場合。

（二）国が重点保護する水生野生動物を飼育して繁殖させるため、自然の水域または場所から遺伝資源を得なければならない場合。

（三）省レベル以上の科学研究プロジェクトまたは国の医薬生産任務を担当するため、自然の水域または場所から国が重点保護する水生野生動物を得なければならない場合。

（四）水生野生動物の知識を周知し、広める、または教育、展覧の必要のため、自然の水域または場所から国が重点保護する水生野生動物を得なければならない場合。

（五）その他特殊な事情により捕獲しなければならない場合。

第十三条　捕獲特別許可証の申請手続き：

（一）国家一級保護水生野生動物を捕獲する必要がある場合、申請者の所在地および捕獲地の省、自治区、直轄市人民政府の漁業行政主管部門が署名した意見を添え、国務院漁業行政主管部門に捕獲特別許可証を申請しなければならない。

（二）本省、自治区、直轄市において国家二級保護水生野生動物を捕獲する必要がある場合、申請者の所在地の県レベルの人民政府漁業行政主管部門が署名した意見を添え、省、自治区、直轄市人民政府の漁業行政主管部門に捕獲特別許可証を申請しなければならない。

（三）省、自治区、直轄市をまたいで国家二級保護水生野生動物を捕獲する必要がある場合、申請者の所在地の省、自治区、直轄市人民政府の漁業行政主管部門が署名した意見を添え、捕獲地の省、自治区、直轄市人民政府の漁業行政主管部門に捕獲特別許可証を申請しなければならない。

動物園が国家一級保護水生野生動物の捕獲を申請する場合、国務院漁業行政主管部門に捕獲特別許可証を申請する前に、国務院建設行政主管部門の審査を受け、同意を得なければならない。国家二級保護水生野生動物の捕獲を申請する場合、申請者の所在地の省、自治区、直轄市人民政府の漁業行政主管部門に捕獲特別許可証を申請する前に、同レベルの人民政府建設行政主管部門の審査を受け、同意を得なければならない。

捕獲特別許可証の発行を担当する部門は、申請を受け取った後、申請受領日から3カ月内に承認または不承認の決定を下すものとする。

第十四条　下記いずれかの状況に該当する場合、捕獲特別許可証は公布しない。

（一）申請者が、捕獲以外の合法的な方法で国が重点保護する水生野生動物の遺伝資源、製品を得る、またはその目的を達成する条件を備えている場合。

（二）捕獲申請が国の関連規定に適合しない、または使用を申請した捕獲道具、方法および捕獲時間、場所が不適切である場合。

（三）水生野生動物資源の現状により捕獲が好ましくない場合。

第十五条　捕獲特別許可証を取得した組織と個人は、捕獲特別許可証に定められた種類、数量、地点、期間、道具と方法に基づいて捕獲し、水生野生動物を誤って傷つけたり、その生存環境を破壊したりすることを防止しなければならない。捕獲作業の完了後、捕獲地の県レベルの人民政府の漁業行政主管部門または同部門に所属する漁政監督管理機構に速やかに検査を申請するものとする。

県レベルの人民政府の漁業行政主管部門または同部門に所属する漁政監督管理機構は、地元の行政区域内で国が重点保護する水生野生動物を捕獲する活動について、監督検査を行うとともに、捕獲を承認した部門に監督検査の結果を速やかに報告するものとする。

第十六条　外国人が中国国内で関係する水生野生動物の科学調査、標本採集、映画撮影、ビデオ撮影などの活動を行う場合、国が重点保護する水生野生動物の所在地の省、自治区、直轄市人民政府漁業行政主管部門の承認を得なければならない。

第十七条　国家一級保護水生野生動物を飼育し、繁殖させる場合、国務院漁業行政主管部門が発行する飼育繁殖許可証を保有しているものとする。国家二級保護水生野生動物を飼育し、繁殖させる場合、省、自治区、直轄市人民政府の漁業行政主管部門が発行する飼育繁殖許可証を保有しているものとする。

国が重点保護する水生野生動物を動物園が飼育し、繁殖させる場合、漁業行政主管部門は同レベルの建設行政主管部門に飼育繁殖許可証の発行を委託することができる。

第十八条　国が重点保護する水生野生動物またはその製品を販売、購入することを禁止する。科学研究、飼育繁殖、展覧など特殊な事情により、国家一級保護水生野生動物またはその製品を販売、購入、利用する必要がある場合、省、自治区、直轄市人民政府の漁業行政主管部門に申請を出し、同部門の意見への署名を得た後、国務院漁業行政主管部門に承認を申請する。国家二級保護水生野生動物またはその製品を販売、購入、利用する必要がある場合、省、自治区、直轄市人民政府の漁業行政主管部門に申請を出し、同部門の承認を得るものとする。

第十九条　県レベル以上の各人民政府の漁業行政主管部門と商工行政管理部門は、水生野生動物またはその製品の取り扱い、利用について、監督検査制度を確立し、水生野生動物またはその製品の取り扱い、利用に対する監督管理を強化するものとする。

自由市場に入荷した水生野生動物またはその製品は、商工行政管理部門が監督管理を行い、漁業行政主管部門が協力する。自由市場以外で水生野生動物またはその製品を取り扱う場合、漁業行政主管部門、商工行政管理部門または同部門が権限を付与した組織が監督管理を行う。

第二十条　国が重点保護する水生野生動物またはその製品を運搬、携帯して県境を超える場合、捕獲特別許可証または飼育繁殖許可証に基づき、県レベルの人民政府の漁業行政主管部門に申請を出し、省、自治区、直轄市人民政府の漁業行政主管部門または同部門が権限を付与する組織に承認を申請するものとする。動物の繁殖のため、動物園の間で国が重点保護する水生野生動物を運搬する必要がある場合、省、自治区、直轄市人民政府の漁業行政主管部門が権限を付与する同レベルの建設行政主管部門が審査承認することができる。

第二十一条　交通、鉄道、民間航空および郵政企業は、合法的な運搬証明のない水生野生動物またはその製品について、関係する主管部門に速やかに通知して処理するものとし、運搬、郵送を引き受けてはならない。

第二十二条　国外から水生野生動物を導入する場合、省、自治区、直轄市人民政府の漁業行政主管部門に申請を出し、省レベル以上の人民政府の漁業行政主管部門が指定する科学研究機関が科学的検証を行った後、国務院漁業行政主管部門に承認を申請する。

第二十三条　国が重点保護する水生野生動物またはその製品を輸出する場合、中国が参加する国際条約が輸出入を制限している水生野生動物またはその製品を輸出入する場合、輸出入組織または個人の所在地の省、自治区、直轄市人民政府の漁業行政主管部門の審査を受け、国務院漁業行政主管部門の承認を申請しなければならない。貿易的性質を有する輸出入活動に該当する場合、関係する商品輸出入権を有する組織が担当しなければならない。

動物園が動物の交換のため、前項に記載の水生野生動物を輸出入する必要がある場合、国務院漁業行政主管部門が承認する前に、国務院建設行政主管部門の審査を受け、同意を得るものとする。

第二十四条　水生野生動物またはその製品を利用し、展覧などの活動を行った経済的収益は、主に水生野生動物の保護事業に用いる。

第四章　褒賞と懲罰

第二十五条　下記いずれかの功績があった組織や個人には、県レベル以上の人民政府またはその漁業行政主管部門が褒賞を与える。

（一）水生野生動物資源の調査、保護管理、周知教育、開発利用の面に大きく貢献した場合。

（二）野生動物保護法規を厳格に履行し、優れた成績を収めた場合。

（三）水生野生動物の救出、保護と飼育繁殖で優れた成果を挙げた場合。

（四）水生野生動物保護の法律、法規に違反する行為を発見し、速やかに制止または告発して功績を収めた場合。

（五）水生野生動物資源の破壊事件の取り締まりにおいて大きな貢献をした場合。

（六）水生野生動物の科学研究において重大な成果を収めた、または関係する科学研究の成果を利用、普及させる上でめざましい効果を挙げた場合。

（七）現場で水生野生動物の保護管理業務に5年以上従事し、めざましい成績を収めた場合。

（八）水生野生動物保護管理業務において、その他特殊な貢献があった場合。

第二十六条　国が重点保護する水生野生動物を不法に捕獲して殺害した場合、刑法の関連規定に照らして刑事責任を追及する。状況が明らかに軽微であり、被害が大きくない場合、または犯罪の状況が軽微であり、刑罰に処す必要がない場合、漁業行政主管部門は捕獲物、捕獲道具と違法所得を没収し、捕獲特別許可証を取り消すとともに、捕獲物の価値の10倍以下に相当する罰金を科し、捕獲物がない場合は1万元以下の罰金を科す。

第二十七条　野生動物保護の法律、法規に違反し、水生野生動物の自然保護区において国または地方が重点保護する水生野生動物の主要な生息・繁殖場所を破壊した場合、『野生動物保護法』第三十四条の規定に照らして罰金を科す。罰金の幅は、原状復帰に要する費用の3倍以下とする。

第二十八条　野生動物保護の法律、法規に違反し、国または地方が重点保護する水生野生動物またはその製品を販売、購入、運搬、携帯した場合、商工行政管理部門または同部門が権限を付与した漁業行政主管部門が実物と違法所得を没収し、実物の価値の10倍以下に相当する罰金を併科することができる。

第二十九条　飼育繁殖許可証の偽造、転売、譲渡について、『野生動物保護法』第三十七条の規定に照らして罰金を科す場合、罰金の幅は5000元以下とする。捕獲特別許可証または輸出入許可証明書の偽造、転売、譲渡について、『野生動物保護法』第三十七条の規定に照らして罰金を科す場合、罰金の幅は5万元以下とする。

第三十条　野生動物保護法規に違反し、飼育繁殖許可証を取得することなく、または飼育繁殖許可証に定める範囲を超えて国が重点保護する水生野生動物を飼育し、繁殖させた場合、漁業行政主管部門が違法所得を没収し、3000元以下の罰金を科し、水生野生動物の没収、飼育繁殖許可証の取り消しを併科することができる。

第三十一条　外国人が承認を得ることなく中国国内で国が重点保護する水生野生動物に対して科学調査、標本採集、映画撮影、ビデオ撮影を行った場合、漁業行政主管部門が調査、撮影した資料および捕獲した標本を没収し、5万元以下の罰金を併科することができる。

第三十二条　下記いずれかの行為があったものの、犯罪には当たらない場合、治安管理の処罰を与え、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰法』の規定に照らして処罰を与えるものとする。

（一）漁業行政検査者が法に則って実行する職務を拒否、妨害した場合。

（二）野生動物保護機器設備または施設を盗み、略奪し、または故意に損壊した場合。

第三十三条　野生動物保護法規の規定に照らして没収した実物は、国務院漁業行政主管部門の関連規定に従って処理する。

第五章　付則

第三十四条　本条例は、国務院漁業行政主管部門が解釈に責を負う。

第三十五条　本条例は、発布日より施行される。